



平成 21 年 5 月 21 日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 吉伸
(コード番号6302 東・大証 第一部)
問合せ先 I R広報室長 大島 秀夫
(TEL 03-6737-2333)

(訂正)「定款の一部変更」の一部訂正について

当社は、平成21年5月11日にて開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容に一部追加すべき箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【追加内容】

記

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(单元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利	(单元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
(单元未満株式の買増請求) 第11条 (省略)	(单元未満株式の買増請求) 第10条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第37条 (省略)	(配当金の除斥期間) 第36条 (現行どおり)

以上